家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3928　農林水産省消費･安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課　2026. 11. 9

・犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について…… 345

・外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者の獣医師国家試験等の受験資格認定に係る申請手続…… 347

・薬剤耐性（AMR）対策推進月間（11月）における取組について（令和８年10月31日付通知）…… 349

・動物用医薬品再審査結果通知（令和８年10月）…… 352

☆犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集（パブリックコメント）について

（令和８年10月27日付けプレスリリース）

○承認申請された犬用遺伝子組換え生ワクチンに対する審査報告書について、パブリックコメントを実施。

農林水産省は、犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用規程（１件）に関する承認申請を受け、申請書類の内容の妥当性を確認し、審査報告書をまとめました。当該審査報告書について、国民の皆様からの御意見をいただくため、本日から令和８年11月25日（水曜日）までの間、パブリックコメントを実施します。

１．背景

（１） 犬用遺伝子組換え生ワクチンの生物多様性に対する影響評価

犬用遺伝子組換え生ワクチンの使用等に当たっては、我が国の野生動植物等に影響を与えないよう「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づく評価を行うとともに、その使用等に関する規程（第一種使用規程）を定め、これを農林水産省及び環境省に申請し、承認を受ける必要があります。

（２） 審査及び審査報告書

農林水産省は、遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」（平成22年８月31日公表。以下「標準手順書」という。）を定めています。

（標準手順書）遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書（SOP）

犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用規程の承認申請の審査についても、この標準手順書に準じて、審査の結論、審査の概要等から成る報告書をまとめることとしています。

（3）　今回の申請・審査

今回、カルタヘナ法に基づき第一種使用規程の承認を受けるために申請のあった下表の犬用遺伝子組換え生ワクチンについて、カルタヘナ法、標準手順書等に基づき、審査を行いました。その際、学識経験者の意見を聴取するため、薬事審議会再生医療等製品・生物由来技術部会動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会を開催（令和８年６月19日）し、承認申請のあった第一種使用規程に従って当該犬用遺伝子組換え生ワクチンを使用した場合に、生物多様性影響が生じるおそれはないとの意見を得ました。

〈参考資料〉

・カルタヘナ法に基づき第一種使用規程を承認した遺伝子組換え生ワクチン一覧（承認順）（PDF：197KB）

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第10条の規定に基づく農林水産大臣及び環境大臣が意見を聴く学識経験者の名簿（PDF：226KB）

生物名	新たに付与された形質	開発者による識別記号（区別のための名称）	申請者名
犬パルボウイルス	犬パルボウイルスに対する犬における防御免疫を誘導する抗原（改変VP2蛋白質）の発現	改変VP2蛋白質遺伝子導入犬パルボウイルスCPV 630a株（CPV *VP2*、*Protoparvovirus carnivoran1*）	MSDアニマルヘルス株式会社

２．意見・情報の募集

今般、当該犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用規程の承認の審査に関し、審査報告書をまとめましたので、これについて、国民の皆様から御意見及び情報を募集します。

審査報告書については、ホームページ上（電子政府の総合窓口（e-Gov））に掲載しております。犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集について（外部リンク）から御覧ください。

また、審査報告書は、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課においても配布しております。

（1）　提出期限

令和８年11月25日（水曜日）（郵便の場合も締切日必着とします。）

（2）提出方法

次の（ア）及び（イ）のいずれかの方法でお願いします。

（ア）　インターネットによる提出

犬用遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集について（電子政府の総合窓口（e-Gov））（外部リンク）の「意見入力へ」より送信可能です。

（イ）　郵便による提出

宛先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関１- 2- 1
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 組換え体審査担当宛て

※郵送の場合には、封筒表面に「遺伝子組換え生ワクチンの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」と朱書きいただきますようお願いします。

（3）　提出に当たっての留意事項

御提出いただく意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報については、適正に管理し、御提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

意見・情報の募集は、環境省においても同時に実施されており、農林水産省又は環境省のいずれかに提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出していただく必要はありません。

３．今後の対応

農林水産省及び環境省では、今後、御提出いただいた意見・情報を考慮した上で、本件の承認を判断することとしております。

☆外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者の獣医師国家試験等の受験資格認定に係る申請手続

獣医師法（昭和24年法律第186号）第12条第１項第２号及び同条第２項の認定（外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師免許を得た者の獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験の受験資格の認定）に係る手続は、下記のとおり行います。

記

１　審査対象者

下の条件を全て満たす者から申請があった場合に審査します。

（１）　獣医師資格（開業資格を含む。）が法制度上担保されている国において、次の①又は②のいずれかの獣医学校を卒業していること。

①　次のアからウまでの条件を全て満たす獣医学校

ア　我が国の高等学校を卒業した者（初等教育を含め12年以上の教育課程を修了した者）に相当する者を入学対象としていること。

イ　修業年限が教養課程及び専門課程を合わせて５年以上であること。ただし、修業年限が専門課程のみ４年以上の獣医学校にあっては、我が国の大学の教養課程と同等以上の課程（おおむね２年間）を修了した者を入学対象としていること。

ウ　当該獣医学校の卒業により、当該国における獣医師免許の取得資格又は獣医師試験の受験資格を取得できること。

②　米国獣医師会（AVMA）又は欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）による認証を受けた獣医学校

（２）　（１）①の獣医学校を卒業した者については、同校において、我が国の獣医師国家試験に出題される科目とおおむね同等以上の科目を履修しており、かつ、2,970時間以上の専門課程を履修していること。

（３）　我が国の高等学校を卒業していない者については、独立行政法人国際交流基金又は公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験１級の資格を有すること。

２　審査方法

獣医事審議会において、当該獣医学校における履修内容、履修時間、教育水準等を総合的に勘案した上で、獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験の受験資格の付与の可否について決定します。

３　申請手続

獣医師国家試験等の受験資格の認定を受けようとする者は、令和８年12月11日（金）までに「獣医師国家試験等受験資格認定申請書」（別記様式）に次の書類を添えて獣医事審議会事務局（〒100－8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医療チーム）宛てに申請してください。提出方法は、持参（行政機関の休日を除く日の午前９時30分から午後５時00分まで、要事前連絡）又は郵送（簡易書留郵便、令和８年12月11日（金）必着）としてください。

ただし、１　審査対象者（１）の②の獣医学校を卒業した者については提出書類（４）から（６）までは省略可能です。

（１）　履歴書

・市販のものを用い、写真を貼付してください。

・学歴は、初等教育機関（我が国の小学校に相当

する学校）入学から当該獣医学校卒業までを西暦で記入してください。
・小学校から高等学校までの修業年数が12年未満の場合は、その事情が分かる書類を添えてください。

（2）　卒業した獣医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

（3）　外国で獣医師免許を取得した者にあっては、その獣医師免許証の写し

（4）　当該国における獣医師制度の概要を説明する書類
・免許制度、国家試験制度の有無等について、法令の条文、担当行政庁のホームページ等の抜粋を提出してください。

（5）　卒業した獣医学校の入学資格及び修業年限を説明する書類
・当該獣医学校の刊行物、ホームページ等の抜粋又は当該獣医学校が作成した書類を提出してください。

（6）　卒業した獣医学校における履修科目並びに各科目の履修時間数及び授業内容に関する証明書
・履修時間数は１時間（60分）単位で算出してください。
・修得単位数から履修時間数を算出する場合は、修得単位数及び１修得単位当たりの履修時間数に関する証明書を提出してください。

（7）　我が国の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあっては、独立行政法人国際交流基金又は公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験１級の資格を有することを証する書類の写し

【書類を作成・提出する上での注意】

○　提出書類の部数は１部です。
○　書類は客観性があるものとしてください。
・獣医学校が発行した書類には、証明（当該獣医学校のスタンプ等）を受けてください。
・ホームページ等の電子データが公になっている情報を使用する場合は、URLを付記してください。
・資料の抜粋を用いる場合は、表紙及び目次を含めるなど、証明に必要十分な内容としてください。また、必要に応じて、提出書類に当該獣医大学からスタンプを受けるなど、差し替え等の不正がないことを確認できるようにしてください。
○　写しとあるものを除き、原本を提出してください。
○　添付書類のうち、外国語で記載されている書類は、全て日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出してください。
○　日本語訳を添付する場合には、原文、日本語訳の順とした上で、書類は上記（1）から（7）までの順に揃えて提出してください。
○　認定申請に係る手続及び連絡は必ず申請者本人が行ってください。また、認定通知は日本国内の住所に限りお送りします。
○　受験資格の認定を行う上で、上記の書類以外に必要な書類がある場合には、別途、書類の提出を指示することがあります。
○　受理した書類は返還いたしません。

４　認定時期

令和８年12月11日（金）までに申請し、受理されたものについては、原則として令和９年３月中に獣医事審議会で認定審議が行われます。

なお、期日までに申請していても、必要書類が揃っていない場合は、審議が行われない場合があります。

５　認定後の受験

（1）　獣医師国家試験を受験することが適当と認められた者は、当該認定を受けた後に実施される獣医師国家試験（例年２月中旬に実施）を受験することができます。

（2）　獣医師国家試験予備試験を受験することが適当と認定された者は、当該認定を受けた次年度以降に実施される獣医師国家試験予備試験（例年８月に実施）を受験することができます。

６　獣医師国家試験等受験資格の認定に係る今後の予定

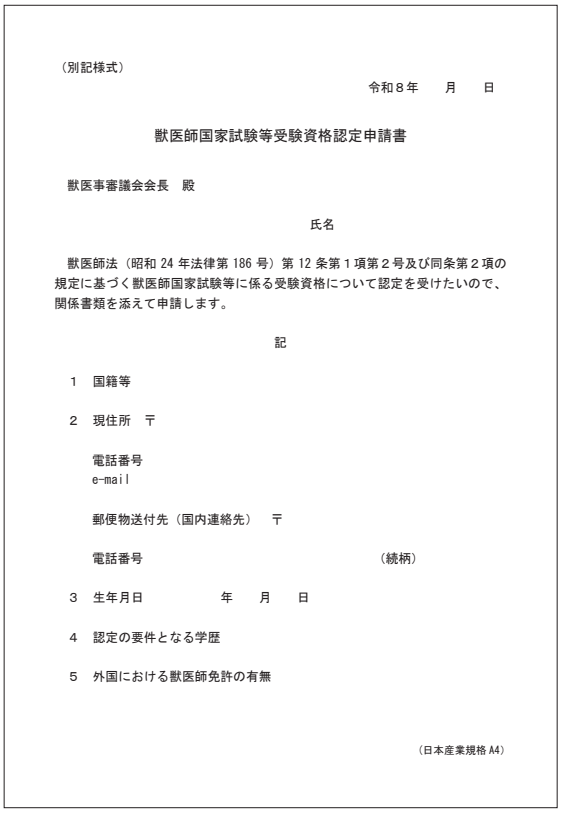
申請書の受付は例年２回、５月頃及び11月頃に行っており、その手続については、農林水産省ホームページ（ホーム ＞ 消費・安全 ＞ 獣医師、獣医療 ＞ 獣医師国家試験 (http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/shiken/shiken.html)）及び「家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と動物衛生課が発行）」に掲載することとしています。

【申請受付予定期間】

第１回：5月中旬～７月上旬

第２回：11月中旬～12月中旬

※各年度の詳細な日程につきましては、その都度、上記案内の中で明示します。認定時期は、例年第１回が同年９月、第２回が翌年３月です。



（別記様式）

令和８年　月　日

獣医師国家試験等受験資格認定申請書

獣医事審議会会長　殿

氏名

獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 12 条第１項第２号及び同条第２項の規定に基づく獣医師国家試験等に係る受験資格について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　国籍等

２　現住所　〒

電話番号
e-mail

郵便物送付先（国内連絡先）　〒

電話番号　（続柄）

３　生年月日　年　月　日

４　認定の要件となる学歴

５　外国における獣医師免許の有無

（日本産業規格 A4）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

☆薬剤耐性（AMR）対策推進月間（11月）における取組について（令和８年10月31日付通知）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

薬剤耐性（AMR）対策については、令和５年４月に決定・公表された現行の「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」において、畜産分野における抗菌薬の使用量削減の具体的な数値目標が定められていることを踏まえ、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の策定に基づく薬剤耐性対策の推進について」（令和５年５月31日付５消安第827号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物用医薬品の適正使用・慎重使用等の指導等に取り組んでいただいているところです。

薬剤耐性（AMR）対策の推進には、国民の理解が重要となるため、政府としては、毎年11月を「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」（以下「推進月間」という。）に位置付け、関係省庁が連携し薬剤耐性（AMR）に関する知識や理解を深めるための全国的な普及啓発活動を展開しています。

今年度の推進月間における当省の取組は以下のとおりですので、推進月間中の貴管下における普及啓発活動に御活用くださいますよう、よろしくお願いします。

・SNSを用いた情報発信：動物分野（農林水産省）の取組に関する内閣感染症危機管理統括庁公式X（別紙１）

・農林水産省農業担い手メールマガジン及びe-普及だより（別紙２）

・「2026動物感謝デー」(11/14)における普及啓発展示（別紙３）

・当省「消費者の部屋」(11/30～12/4)における普及啓発展示（別紙４）

また、現行のアクションプランが４年目を迎えた現在における動物分野の薬剤耐性（AMR）の状況について、理解を深めていただくため、以下の参考資料を添付します。

・現行の薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの成果指標（畜産分野の抗菌薬使用量及び薬剤耐性率）に対する取組（別紙５）

・愛玩動物分野の薬剤耐性モニタリング結果に関す

るリーフレット（別紙６）

これらの資料についても、関係者への情報提供や、動物用の抗菌薬の適正使用・慎重使用に関する普及啓発に御活用ください。

なお、本件については別記の関係団体に通知し、協力を依頼していることを申し添えます。

※別紙１、別紙２、別記は掲載省略

（別紙３）https://doubutsukansha.jp/2026/



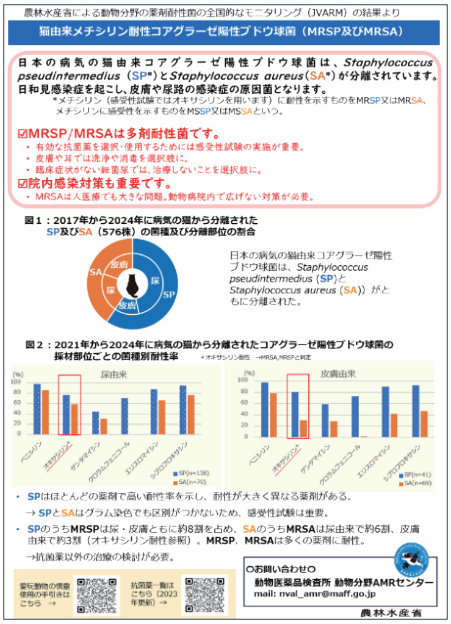
ー動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。ー

（別紙４）https://www.maff.go.jp/j/syouan/heya/2612_doyaku_quest.html



（別紙６）https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/240328_7.html





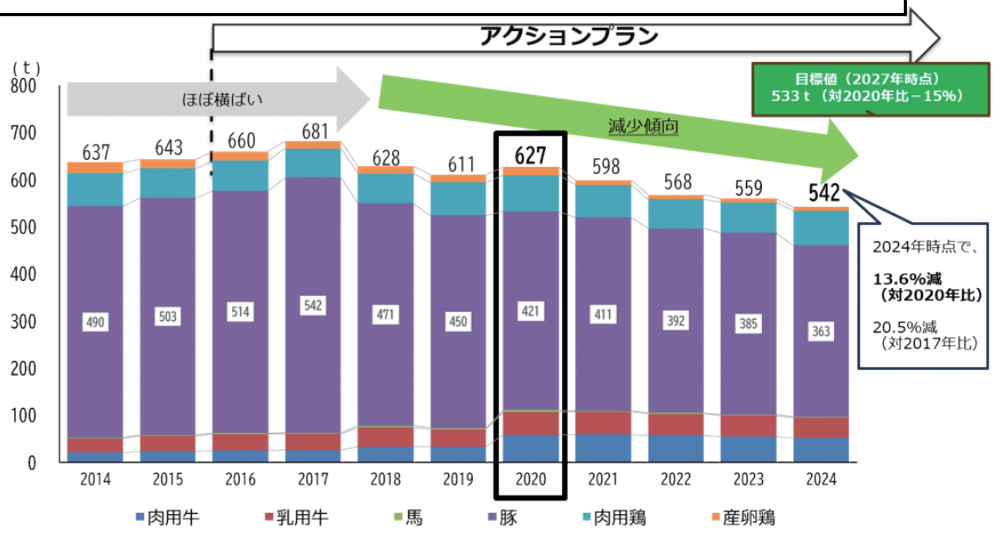
（別紙５）

薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの成果指標に対する現状

出典：動物医薬品検査所
薬剤耐性モニタリング（JVARM）

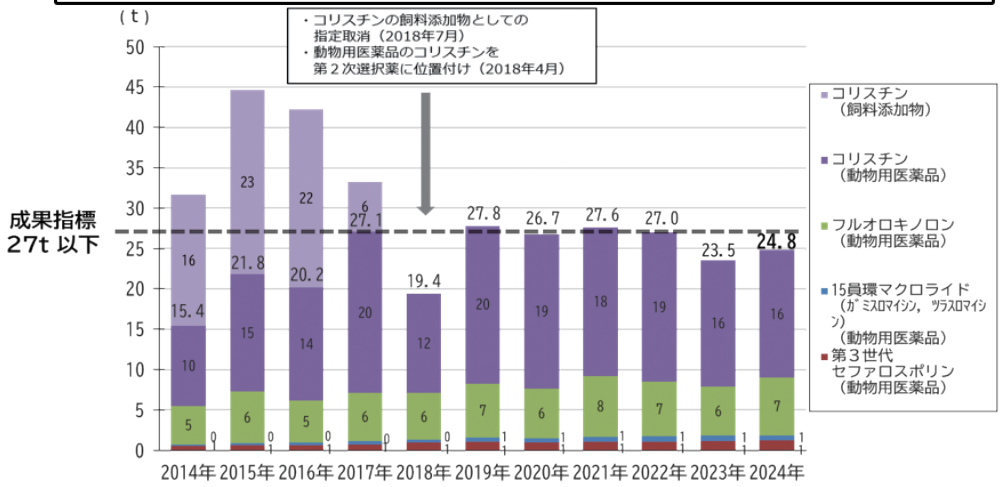
１．畜産分野における抗菌薬の全使用量（販売量）

成果指標：2027年までに2020年の水準（627t）から**15%削減**（533ｔ）



２．畜産分野における第二次選択薬の全使用量（販売量）

成果指標：2027 年の畜産分野の第二次選択薬の全使用量を**27t以下**に抑える。



３．大腸菌の各薬剤に対する耐性率

抗菌剤	動物種	2020	2021	2022	2023	2024	2027 成果指標
第３世代セファロスポリン	牛	0.0	0.0	0.0	1.0	0.6	**≤1%**
	豚	0.0	2.0	0.7	0.0	2.2	**≤1%**
	鶏	4.1	2.1	0.7	3.9	2.8	**≤5%**
フルオロキノロン	牛	0.4	0.0	1.0	0.5	1.2	**≤1%**
	豚	2.2	2.0	3.7	0.7	4.3	**≤2%**
	鶏	18.2	14.5	14.8	16.1	16.2	**≤15%**
テトラサイクリン	牛	19.8	23.8	23.4	20.0	24.1	**≤20%**
	豚	62.4	52.0	55.1	56.3	58.7	**≤50%**
	鶏	52.9	46.2	43.0	53.5	47.9	**≤45%**

☆動物用医薬品再審査結果通知（令和８年10月）

製剤名	申請会社名	承認日	期間終了	再審査結果通知番号	再審査結果通知日	備考（当該再審査が係る承認事項）
動物用ホスミシンＳ（静注用）	明治アニマルヘルス株式会社	H7年12月19日	H13年12月19日	８動薬第1814号	R8年10月22日	——

通　信

先日、米国のベンチャー企業が薬剤耐性菌に感染した患者の治療のためにAIで設計したファージを投与したとの報道がありました。DNA配列を学習させたAIモデルで特定の薬剤耐性菌のファージのDNAを設計し、米国FDAからの特別な使用許可の下で投与がなされたとのことで、効果等は明らかになっていませんが新しい技術が活用されていくことは注目です。このような新しい技術だけでなく、薬剤耐性（AMR）対策には抗菌薬の適正な使用や感染予防対策など日頃からの取組が重要となります。11月は薬剤耐性対策推進月間です。AMR対策への理解促進を目的に関係省庁が一体となって全国的な普及啓発活動を推進してまいります。農林水産省でも、メールマガジンやXへの投稿により畜産農家の皆様へのメッセージを含めて発信するほか、動物感謝デーイベント（11月14日、上野公園）等での普及啓発活動、さらに月末の11月30日から12月４日までの週には、農林水産省の「消費者の部屋」（北別館１階）でAMR対策や動物用医薬品について学んでいただく体験型展示も予定していますので、お誘い合わせの上ご参加をお待ちしております。畜産に関係する皆様の理解と実践があってのAMR対策。推進月間を活用して普及にご協力いただきますようお願いします。

毎週月曜日発行

家　畜　衛　生　週　報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111　内線 4581
〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１